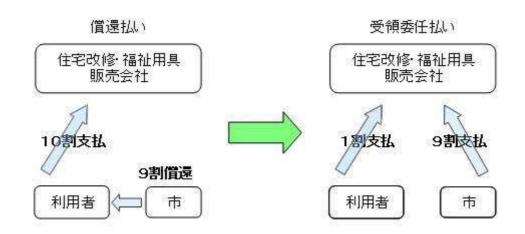
受領委任払制度について

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費の支給は、利用者がいったん購入費用及び住宅改修費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付費分(9~7割)の支払を受けるという、いわゆる「償還払」のみとしていましたが、利用者の一時的な負担を軽減するため、「受領委任払制度」を開始します。

「受領委任払」とは、利用者の福祉用具購入費及び住宅改修費の支払が<u>初めから自己負担分(1~3割)のみで済むようになる制度</u>です。 なお、残りの保険給付費分については、<u>利用者からの委任に基づき、新居浜市に登録した受領委任払取</u>扱事業者に直接支払われます。



新居浜市では、この「受領委任払い」を<u>令和6年10月から実施します。</u> なお、「償還払い」については、従来どおりご利用いただけます。

1 受領委任払取扱事業者の登録(住宅改修・福祉用具販売会社)

受領委任払を取り扱うためには、<u>事前に新居浜市への登録が必要</u>です。 事前に市へ登録申請書を提出してください。

(1) 必要書類

- ①介護保険受領委任払取扱事業者登録申請書(様式第1号)
- ②介護保険受領委任払に係る誓約書(様式第2号)

(2)登録方法

必要書類を介護福祉課事業所指導係へ提出してください。 申請は随時受け付けておりますが、書類審査に1週間から10日程かかりますのでご留意ください。

(3) 登録結果

登録申請書類を審査後、介護保険受領委任払取扱事業者登録通知書(様式第3号)を送付します。登録通知書が事業者に届いた時点から、受領委任払を取り扱うことが出来ます。また、登録事業者については、新居浜市のホームページで公開します。

(4) その他

登録後に下記のとおり変更等があった場合は、届出が必要です。

- ①事業所の名称や所在地等、登録事項に変更があった場合
- ⇒「介護保険受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書」(様式第5号)により、届出が必要です。
- ②事業を廃止し、休止し、再開するとき
- ⇒「介護保険受領委任払取扱事業者廃止等届出書」(様式第6号)により、届出が必要です。

2 受領委任払取扱手順

(1) 利用者負担額の受領

登録事業者は、利用者が受領委任払を希望する場合は、販売費用に10分の1 (10分の2または10分の3)を乗じた額を利用者負担額として利用者から受領します。

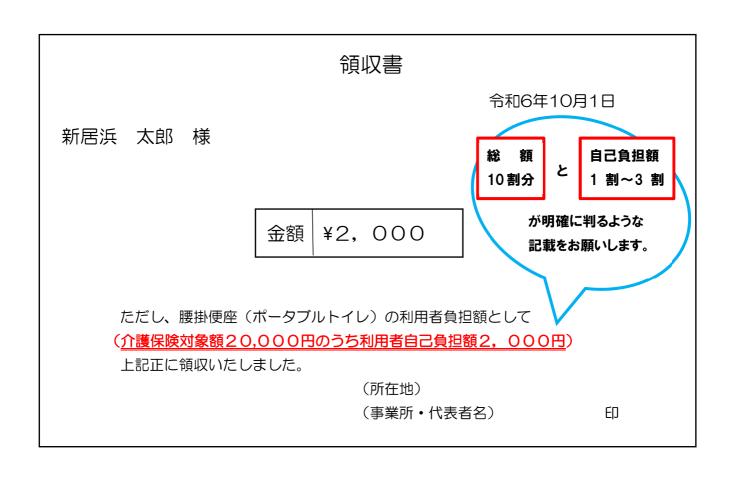
<利用者負担額算出にあたっての留意事項>

• 1円未満の端数は切り上げます。

例1 販売額が13,333円の場合(利用者負担1割) 利用者負担額=13,333円×1/10 =1,333.3円≒1,334円

- ・同時に複数の福祉用具を販売する場合は、個々の福祉用具ごとに10分の1 (10分の2または10分の3)を乗じて1円未満の端数を切り上げ後、合算します。
- ※複数の福祉用具について、一枚の領収書を交付する場合
- 例2 販売額が(13,333円と②4,555円の福祉用具を販売する場合(利用者負担1割)
 - ①利用者負担額=13,333円×1/10 =1,333.3円÷1,334円
 - ②利用者負担額=4.555円×1/10 =455.5円≒456円
 - ①+②利用者負担額=1,334円+456円=1,790円

<領収書の記載例>



(2)福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請書(変更箇所のみ抜粋し記載)

※従来の償還払いとの変更箇所

- ①介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書(第11号様式)
- ②介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(第12号様式)

※様式は償還払いと同じですが、<u>1か所だけ下の端に追加の欄</u>があります。 また、記入方法に変更があります。記入例を添付しておりますので、ご確認くだ さい。

③領収書(コピー可)(福祉用具購入費及び住宅改修費)

※介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じ、介護保険対象額及び被保険者が自己負担した額が明確に判るような但し書きを付記してください。(前頁参照)

4 その他

「償還払い」の際の添付書類について

ロ座振込のエラーを防ぐため、口座振込依頼欄に記載の<u>通帳のコピーの添付</u>にご協力をお願いいたします。(R6.10.1~)

※コピー添付が必須ではありませんが、口座番号誤り等で振り込みエラーが出た場合、支払いが1か月以上遅れることになります。

(3)支給決定及び支払

申請内容を審査し適当と認めた場合には、支給額(9~7割額)を決定し、 被保険者宛てに決定通知を送付します。あわせて、登録事業者の指定口座に支給 額を振り込みます。

なお、当月分の振込明細(一覧)については、事業者宛てに別途お知らせする 予定です。

申請から決定通知の送付及び振込みまで、およそ一か月かかります。

3 その他留意事項

- (1) 下記のいずれかに該当する場合は、受領委任払を利用出来ません。
- ①介護保険被保険者証に給付額減額の記載がある場合
- ②購入日時点、要介護認定の申請中(新規申請、区分変更など)で、要介護度が 決定していない場合
- (2)上記に記載以外の事項につきましては、「新居浜市介護保険給付における受領委任払制度実施要綱」をご確認ください。
- (3)受領委任払制度について、新居浜市ホームページにて随時更新予定です。 近日中に公開いたしますので、ご確認ください。 (様式等を含む)

<問い合わせ先> 介護福祉課事業所指導係 TEL:65-1241